

部活動に係る活動方針

「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月県教育委員会）を踏まえ、本校部活動に係る活動方針を以下の通り策定する。

1 基本的な考え方

本校の部活動は、校訓である「自律」、「創造」、「共生」に基づく教育活動の一環として、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指す。

そのために、運動部においては「生徒がスポーツに親しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る」（※1）ことを、文化部においては「生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める」（※2）ことを重視する。

また、全ての部活動において、「バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする」（※1・2）ことを重視する。

※1……運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁、平成30年3月）

※2……文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁、平成30年12月）

2 活動方針

(1) 活動日

ア 平日

夏期（3月～10月）……19時下校

冬期（11月～2月）……18時30分下校

※ 試合のために練習時間を延長するときは、延長の時間は30分とする。

イ 週休日・長期休業中等

原則として8時30分から16時30分の間で行う。

(2) 適切な休業日等の設定

ア 学期中は、原則として週あたり2日以上（平日1日、週休日1日）の休養日を設定する。

イ 学校行事や各部の実情、大会前等で休養日設定が難しい場合等を考慮し、計画的に設定する。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

ア 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）に努める。

イ 事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努める。

ウ 体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

エ 生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図る。

オ 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭と連携・協力する。